

通 知 書

令和2年4月13日

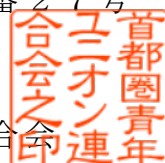
厚生労働省東京労働局長 殿

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目8番27号

博多駅東パネスビル

首都圏青年ユニオン連合会

電話 050-5893-9792



拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当労働組合は、株式会社グランティア（以下、「グランティア」という。）の代理人（労働組合法第6条）として、貴局担当者ムラカミ氏（以下、「担当者」という。）による業務怠慢、労働組合活動の妨害等について、以下のとおり、極めて強く抗議させていただきます。

令和2年2月末頃、当労働組合は、貴局に対し、不当労働行為申立書を提出させていただきました。なお、同申立書に関し、貴局から回答を求められた事項については既に全てご回答申し上げます。

にもかかわらず、貴局から当労働組合が申し立てたグランティアの不当労働行為に係る救済決定について何ら連絡がないため、当労働組合■■■■から担当者に対して、令和2年4月6日、令和2年4月9日の2回にわたり、電話連絡いたしました。当労働組合■■■■が令和2年4月6日に電話連絡した際、担当者が席を外しているとのことでしたので、■■■■からは、担当者から必ず折り返すように強くお願いいたしました。それにもかかわらず、

担当者は令和2年4月6日、7日、8日の3日間、■■■■■に対して折り返しの連絡をしませんでした。その後、■■■■■が令和2年4月9日に再度催促の電話連絡をしたところ、ようやく現在もなお審査中であることを回答されました。

以上の事実関係の下、正式に強く抗議させていただきます。

第1に、令和2年2月末にご提出致しました申立書において、貴局から求められた書類は全て提出しており、また、当労働組合の■■■■■が担当者に電話した際に、当労働組合の担当者として当労働組合の電話番号を伝えているにも拘らず、これらを全て無視して■■■■■を当労働組合の事務局として扱わない担当者の行動は、明らかに労働組合法に違反する行動です。

第2に、上記のとおり、当労働組合から幾度となく回答を求められたにもかかわらず、正当な理由もなく、回答せずに放置し続けた担当者の言動は、明らかに地方公務員法の服務規律違反、懲戒を構成する違法な行為です。

以上のとおり、当労働組合は、貴局からの質問に対し、真摯に書面にて回答を行い、ご協力している状況であるにもかかわらず、前述のような違法行為にて適正な労働組合の活動の妨害を行われるのであれば、厚生労働省に対して抗議文と担当者の懲戒処分要求書の提出をするとともに、国家賠償請求訴訟提起等、法的措置も検討せざるを得ないと考えております。

また、言うまでもなく労働委員会規則第35条1項は、救済申立に対して労働委員会会長は遅滞なく事件について審査を行うことを求めております。そして、事件の適切な進行には当事者と労働委員会とのスムーズな連絡が不可欠であるところ、担当者は「審査中である」との即座に回答できる内容の電話に4日間かかっております。このような状況では当労働組合

からすれば貴局が労働委員会規則に沿って適切に本件救済申し立てをお取り扱いいただいているのか疑問視せざるを得なくなってしまいます。

我々労働組合は労働者の権利を守るために活動しており、救済申し立ては労働者の権利を不当に侵害する会社の行動から労働者を守るために必要と判断して、文字通りその救済を申し出るものです。そのため、その手続きに遅滞が生じればそれだけ労働者の権利侵害の状態を放置することにつながるため、手続きの迅速な進行が求められるものです。このようなことは貴局においても当然の前提とは思いますが、それにもかかわらず、今回、担当者が4日間にわたり電話一本かけられないという異常事態は今後の手続き進行を著しく阻害する高度の蓋然性があると言わざるを得ず、当労働組合としてはそのような状態を是とすることは、労働者の権利を守る立場から、断じて受け入れがたいものです。

については、今後は、二度と違法な職務遂行が行われることのないよう、貴局において担当者の指導教育を徹底していただき、労働局担当者が法令に基づいて認められている権限と義務を正しく意識した上で、本件に対して対応していただくよう、強く要請すると共に、今回の担当者行動について、重ねて強く抗議する次第であります。

以上につき、貴局の認識及び今後の対応について、本書受領後3日以内に、必ず、書面にて回答いただきますようお願い申し上げます。

敬具